(二) 非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇の改善

ア 「正社員実現加速プロジェクト」の推進

雇用情勢が着実に改善している時機を捉え、正社員就職及び正社員を希望する非正規雇用労働者の正社員転換等を促進することが重要である。

このため、非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善、人材育成に取り組む企業に対するキャリアアップ助成金等の活用、「多様な正社員」の普及・拡大、就業経験等に応じた公共職業訓練の実施等からなる「正社員実現加速プロジェクト」を推進する。

また、地方公共団体の実施する雇用対策において、これらの支援の活用が図られるよう、地方公共団体と連携した周知・広報を図る。

イ パートタイム労働者対策の推進

パートタイム労働者と通常の労働者との均等・均衡処遇の確保、正社員転換を推進するため、地方公共団体と連携し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の周知徹底、職務分析・職務評価の導入支援等により、雇用管理改善の取組を促進する。

三 高年齢者・障害者の活躍推進

(一) 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現

少子高齢化が急速に進行する中、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取組が必要である。

このため、地方公共団体と連携し、会員及び就業機会の拡大の取組を支援することにより、企業の人材不足や育児関係業務のサポート等を含む、地域の多様なニーズに応じたシルバー人材センターの活動を推進する。また、高年齢者の活躍拡大に向けた活動を展開する地方公共団体に対しては、当該地域の都道府県労働局は情報の共有等、積極的に協力・連携し、高年齢者向けの地域における就業・社会参加の支援の充実を図る。

さらに、高年齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要な公共職業安定所に高年齢者に対する相談窓口を設置し、就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や特に就職が困難な高年齢求職者に対するチーム支援を実施する等、地方公共団体等とも連携し再就職支援を行う。また、地域のニーズに応じた技能講習等の機会を提供するシニアワークプログラム事業を実施することにより、再就職を促進する。

(二) 障害者の就労推進

ア 障害特性に応じた就労支援の推進

平成三十年四月から精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）の成立を踏まえ、今後、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を図るための施策を充実させていく必要がある。精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者支援センター、大学等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。

また、難病患者については、難病患者就職サポーターによる難病相談・支援センターへの出張相談等、都道府県との連携を図り、就労支援を実施する。

さらに、都道府県労働局が中心となって、障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関や事業主団体、都道府県の障害者雇用対策主管課との連携等を図り、職場実習先の確保、企業見学会等を実施することにより、就労支援機関や医療機関を利用している障害者や特別支援学校の生徒等について、企業等での雇用を促進する。

イ 地域就労支援力の強化による職場定着の推進

障害者雇用者数が十一年連続で過去最高を更新している中にあって、今後は雇入れ支援のみならず、雇用された障害者の職場定着支援を強化していく必要がある。このため、障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、雇用された障害者の職場における定着を推進する。

ウ 障害者雇用の更なる促進

地域の企業の採用ニーズに的確に対応するため、公共職業安定所と障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行うチーム支援、障害者と求人企業が一堂に会する就職面接会、職業準備性を高めることが必要な特別支援学校等を対象に、就職活動や一般雇用に向けた心構え・必要なノウハウ等に関する情報提供等を行う就職ガイダンスの積極的な実施により、公共職業安定所のマッチング機能を強化し、障害者雇用の更なる促進を図る。

エ 障害者の職業能力開発支援の充実

都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県との連携を一層強化し、効果的な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し、都道府県等への情報提供を行う等、適切な訓練設定の支援を行う。

四 労働市場インフラの戦略的強化

(一) 産業界のニーズに合った職業訓練のベストミックスの推進

各地域において、産業界のニーズを踏まえた公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進する。

また、地域の人材ニーズを踏まえ、国と都道府県の一体的計画に基づき、公的職業訓練の枠組みでは対応できない新たな人材育成プログラムの開発・実施に係る支援を一部地域で実施するとともに、産学官による地域コンソーシアム（協同作業体）を構築し、就職可能性をより高める民間訓練カリキュラムを開発する事業の拡充等を行う。このため、都道府県労働局は、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り、地域の訓練ニーズの把握・共有、適切な受講あっせんに取り組むとともに、就職状況等を共有して、訓練修了者への積極的な就職支援を行う。また、地域訓練協議会等の場を活用し、公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画の策定を検討する等、効果的な訓練コースの設定に取り組む。

(二) 個人主導のキャリア形成の支援

都道府県労働局は、見直し後の新たなジョブ・カードを含むジョブ・カードの活用・普及を促進するため、求職者、学生、企業、業界団体、教育訓練機関等の関係機関に対して、関係機関とも連携の上、ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し理解を求めるとともに、活用を働きかける。

(三) 労働市場全体としてのマッチング機能の強化

外部労働市場全体としてのマッチング機能の最大化に向けて、公共職業安定所、地方公共団体等様々なマッチング機関が密接に連携し、それぞれの得意分野・手法によりその役割を果たすことが必要である。

そのため、公共職業安定所が保有する求人情報を地方公共団体等にオンラインで提供する取組を実施する。また、地方公共団体に対しては、この支援に当たり、求人の応募状況やより詳細な労働条件に関する情報を提供する。加えて、要望に応じて、職業紹介に係る研修等を実施する。

五 外国人材の活用・国際協力

(一) 外国人材の活用

「日本再興戦略」改訂二〇一四（平成二十六年六月二十四日閣議決定）では、建設・造船分野等における外国人材の活用・検討及び技能実習制度の見直し等が盛り込まれていること等を踏まえ、外国人労働者が適正な雇用管理の下で就労できるよう、就労環境の確保に努めるとともに、関係行政機関との連携による不法就労防止に係る指導・啓発を行う。

また、留学生の国内企業への就労支援や、特に中小企業への就職拡大のため、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワーク（留学生コーナー未設置の都道府県労働局を含む。）は、大学や企業等関係機関と連携の下、マッチング機能の充実等取組の強化を図る。

さらに、日系人等の外国人集住地域の公共職業安定所を中心に、通訳及び外国人専門相談員を配置するとともに、地方公共団体等関係機関と連携し、効果的に外国人就労・定着支援研修や公共職業訓練等の就労支援を推進する。